

入院時食事療養費（食事代）及び 入院時生活療養費の標準負担額の変更について

2024年6月1日
宇部協立病院

★2024年（令和6年）診療報酬改定に伴い、6月1日より入院時食事療養費の食事療養標準負担額及び入院時生活療養費の生活療養標準負担額が下表のとおり変更となりますので、ご了承下さい。食事療養費について質問がございましたら、事務職員へ声をおかけ下さい。

		70歳未満	70歳以上 75歳未満
一般		1食につき460円→ 490円	1食につき460円→ 490円
難病・小児慢性特定疾患患者		1食につき260円→ 280円	1食につき260円→ 280円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	1食につき210円→ 230円 (91日目以降160円→ 180円)	1食につき210円→ 230円 (91日目以降160円→ 180円)
	低所得者Ⅰ		1食につき100円→ 110円

※太字が変更後の金額

★65歳以上の方が療養病床に入院した場合の負担額

65歳以上の方が「療養病床」に入院した場合は、食費（食事代）の負担と、居住費（光熱水費相当額）の負担が必要になります。「療養病床」とは、慢性的な病気で長期入院するためのベッドのことをいいます。

		食費 (1食)	居住費 (1日)
課税世帯	入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する 医療機関に入院している者	460円→ 490円	370円
	入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する 医療機関に入院している者	420円→ 450円	0円
	指定難病患者	260円→ 280円	
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ (91日目以降160円→ 180円)	210円→ 230円	370円
	低所得者Ⅰ	130円→ 140円 (医療の必要性の 高い方100円→ 110円)	370円

※太字が変更後の金額

※当院は、入院生活療養費（Ⅰ）算定医療機関です。

※負担した食事・居住費の費用（生活療養標準負担額）は高額療養費の支給対象にはなりません。